2026 年 第 10 号

News Letter

天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目 次

- 天達共和及び知的財産部ニュース速報----------2
 - 天達共和、「IP 海外展開法務支援連盟」のフォーラムに登壇 『文化企業の海外展開における知的財産保護』白書を発表
 - 管冰弁護士、「2026 年 GRCD 中国クライアントが選ぶ知的財産弁護士トップ 15」に選出
- 最新知財動向 ----------4
 - 最高人民法院、「人工知能関連紛争の適法な審理に関する意見」を公布
- 代表事例速報 ----------9
 - 最高人民法院、2026 年の人民法院による反不正競争の典型事例を公表

天達共和、「IP 海外展開法務支援連盟」のフォーラムに登壇、『文化企業の海外展開における知的財産保護』白書を発表

2026 年 8 月 27 日午後、「IP 海外展開法務支援連盟」の一連のテーマ別フォーラムが北京で成功裏に開催されました。本フォーラムは、「中国 IP のグローバル展開に向けたリーガルサービス体制の構築と実践的な取り組み」を中心テーマとし、IP 海外展開法務支援連盟および北京市東城区弁護士協会が主催し、Chambers and Partners（チェンバース）が後援しました。弁護士業界の監督・管理機関、主要法律事務所、大学・研究機関、紛争解決機関および海外展開企業の代表者が一堂に会し、IP の海外展開における法的保障、実務上の課題解決、コンプライアンス体制の構築などに焦点を当て、中国 IP のグローバル展開に向けた新たな道筋について意見交換を行いました。北京市弁護士協会副会長、天達共和法律事務所のマネージングパートナー兼北京オフィス運営委員会主任である李錚弁護士、大湾区パートナーの阮思宇弁護士、およびブランド運営ディレクターの劉思強が、本フォーラムに招待され、参加しました。

成果発表の場では、天達共和法律事務所が『文化企業の海外展開における知的財産権保護』白書を正式に発表しました。近年、中国の文化関連企業は、海外展開への意欲が高まる一方で、複雑な海外の法制度、知的財産権の先取り出願、高額な国際的権利行使・保護コストなど、さまざまな課題に直面しています。天達共和は、30 年以上にわたり知的財産権分野に深く取り組んできました。また、「一帯一路」構想の推進、国際貿易、クロスボーダー投融資などの分野における先進的な取り組みで培った知見を融合し、文化 IP の海外展開におけるコンプライアンス上の重要事項、潜在的なリスクや課題、包括的な保護対策を体系的に整理しました。本白書は、中国のゲーム、映画・テレビ・アニメーション、インターネット文学、無形文化遺産を活用した文化クリエイティブ産業などの企業が海外に進出するにあたり、標準化され、専門性の高い法的支援を提供することを目的としています。

中国でいち早く渉外業務に取り組んだ法律事務所の一つとして、天達共和は、世界の主要経済圏をカバーする全天候型のリーガルサービスネットワークを構築しており、国際商事訴訟・仲裁、知的財産権の保護および特許ポートフォリオの構築、クロスボーダー投融資など、幅広い分野で優れた実績を有しています。今後も天達共和は、一体化されたプラットフォームの強みと豊富な専門知

識・経験を活かし、涉外リーガルサービスの能力を継続的に強化していきます。そして、中国の文化 IP およびさまざまな企業のグローバル展開に向けて確かな法的保障を提供し、中国ブランドが世界市場で着実かつ持続的に発展できるよう支援してまいります。



管冰弁護士、「2026 年 GRCD 中国クライアントが選ぶ知的財産弁護士トップ 15」に選出

2026 年 9 月 3 日、中国の法律サービス市場に関する継続的な調査を踏まえ、Asia Pacific Media Foundation の承認を経て、GRCD は「2026 年 GRCD 中国クライアントが選ぶ知的財産弁護士トップ 15」の受賞者リストを正式に発表しました。

優れた総合力と過去 1 年間の顕著な実績が評価され、天達共和法律事務所のパートナーである管冰弁護士が同ランキングに選出されました。

最高人民法院、「人工知能関連紛争の適法な審理に関する意見」を公布

2026 年 9 月 7 日、最高人民法院は「人工知能関連紛争の適法な審理に関する意見」（以下「本意見」）を公布しました。これは、中国の最高司法機関が公布した、**人工知能関連紛争の司法判断に関する初の規範文書**です。本意見は全 5 部・24 条で構成され、主な内容は以下のとおりです。

1. 総則——3 つの基本原則

本意見の第 1 部では、人工知能関連紛争を審理する際の基本的な考え方と、次の 3 つの原則が示されています。

人間中心の原則：人工知能を人々の福祉の向上に役立て、アルゴリズムによる差別を防止・解消するとともに、自動意思決定における個人の知る権利および選択権を保障する。

イノベーションと発展の促進：包摂的かつ慎重な姿勢により、権利保護と技術・産業の発展との均衡を図り、挑戦を奨励し、失敗を許容する環境を整える。

安全の確保：AI の利用場面やリスクの程度に応じ、汎用モデルと特化型モデル、オープンモデルとクローズドモデルの特性を踏まえ、開発者・提供者・利用者など各主体の法的責任を適切に区分する。

2. 人工知能に関する権利侵害事件の判断基準

（1）責任帰属の原則

本意見は、法律に無過失責任または過失推定責任の適用に関する明文規定がない場合、民法典に定める**過失責任の原則**に従って責任を判断するとしています。過失の有無は、AI の利用場面、自律性の程度、技術の透明性、潜在的リスクなどを総合的に考慮して判断します。

（2）「AI による顔・声の模倣」「AI による故人の再現」など、人格権を侵害する行為への対応

本人の同意なく、AI を用いて自然人の氏名や肖像を処理し、本人と識別できるデジタルアバターを生成して使用または公開する行為は、**氏名権・肖像権**の侵害に当たりま

す。

本人の同意なく、自然人の声を学習データとして使用し、その声質を模倣して本人と識別できる合成音声を生成する行為は、**声に関する権益**の侵害に当たります。

デジタルアバターや合成音声を操作して不適切な行為をさせたり、虚偽の発言をさせたりすることで、他人の社会的評価を低下させる行為は、**名誉権**の侵害に当たります。

故人の人格的利益を損なう形で、そのデジタルアバターを無断で作成・使用した場合、故人の近親者は、行為者に対して法に基づく民事責任を追及できます。

（3）「個人情報の暴露」「人肉検索」など、プライバシー権を侵害する行為への対応

AI を利用して特定の自然人に関する公開情報を追跡・分析し、プライバシーを探ろうとする行為、取得した私的情報を漏えい・公開する行為、または私生活の平穏を侵害する行為は、**プライバシー権の侵害**に当たります。

（4）消費者の権益保護

「ビッグデータによる顧客差別」：同一の商品・サービスについて、アルゴリズムを用いて取引価格などの条件に不合理な差を設けた場合、法に基づき不法行為責任を負います。

「著名人を装った販売促進」：AI を利用して著名人になりすまし、商品の販売促進を行い、それが詐欺に当たる場合、消費者が懲罰的損害賠償を請求すれば、人民法院は法に基づきこれを認めます。

（5）自動運転車の事故責任

車両の欠陥と運転者の過失が相まって同一の損害を生じさせた場合、当事者は運転者ならびに製造者・販売者に対し、同時に責任を追及できます。また、自動運転機能に関する虚偽広告によって消費者の権益が侵害された場合、製造者・販売者も相応の責任を負います。

3. 知的財産権紛争事件の審理基準

本意見の第 3 部（第 12 条～第 16 条）は、AI 関連の知的財産権紛争について、侵害責任の認定、オープンソースソフトウェアの法的責任、特許の付与・有効性判断、技術契約の履行、データ利用のルールという 5 つの観点から特別な規定を設けています。技術

革新の促進と権利者の正当な利益の保護との均衡を図るものであり、概要は以下のとおりです。

（1）侵害責任の認定（第 12 条）

AI 生成コンテンツが他人の著作権を侵害した場合、**「AI が生成したコンテンツである」ことを理由に責任を免れることはできません。AI サービスの種類、業界の特性、学習データの出所、各当事者の関与の程度、必要な措置の実施状況、利益の有無**などを総合的に考慮し、**開発者・提供者・利用者**それぞれの責任を法に基づき判断します。

また、AI 技術の不透明性により権利者による立証が困難となる問題に対応するため、立証責任について次のような区分が設けられています。

- **権利者**：侵害コンテンツが当該 AI によって生成されたこと、権利者の著作物と実質的に類似していることなど、侵害を基礎づける初歩的事実を立証します。
- **開発者が非侵害を主張する場合**：**学習データの出所、学習過程の記録、モデルの動作方式**などを示す証拠を提出し、必要に応じて科学的・理論的根拠を示す。技術情報を保有する開発者に立証負担の一部を負わせることで、「アルゴリズムのブラックボックス」問題に対処するものです。
- **利用者**：先行著作物の存在を知り、または知り得たにもかかわらず、合理的な抗弁理由なく AI を利用して実質的に類似する作品を生成した場合、侵害責任を負います。

さらに、AI を利用した**模倣・偽造、虚偽宣伝**、アクセス数や注文数の不正操作などにより他人の権利を侵害し、または不正競争に該当する行為についても、法に基づく責任が生じます。例えば、AI 生成の画像・文章・動画や仮想人物を使って人気や好評を偽装する行為、AI による顔の差し替えで架空の科学知識の解説動画を作成し、虚偽の宣伝を行う行為などが含まれます。

（2）オープンソースソフトウェアの法的責任（第 13 条）

現在、生成 AI モデルの研究開発はオープンソース・エコシステムに大きく依存しており、基盤モデル、深層学習フレームワーク、学習ツールなどの多くがオープンソースで提供されています。本意見は、この点について「**総合考慮・適切な免責**」という判断方

針を示しています。

➢ 考慮要素（4 項目）

- **オープンソースライセンスの種類**：派生物の継続的なオープンソース化を求めるかどうかなど、ライセンスごとの条件が注意義務の判断に影響する。
- **権利制限の具体的内容**：複製・改変・配布などの行為に対する制限の程度。
- **安全・コンプライアンス対策**：必要な安全審査、脆弱性検査、コンプライアンス審査を実施しているか。
- **情報開示の程度**：コードモジュールの機能、安全上のリスク、適用範囲を十分に開示しているか。

➢ 免責の考え方

オープンソースの開発者・提供者が、**一部のコードモジュールを無償で公開し、その機能や安全上のリスクを明示していた場合**、第三者が当該モジュールを使用して権利侵害を生じさせても、裁判所は開発者・提供者に侵害責任を負わせないと判断することができます。ここで「**免責される」ではなく「免責され得る**」とされている点が重要です。個別事案に応じた裁量を残すことで、オープンソースに関わる安全上の不備を一律に免責することを避ける一方、「オープンソースであれば無制限の責任を負う」という萎縮効果の抑制を図っています。

（3）特許の付与・有効性判断（第 14 条）

➢ 特許保護の対象となる発明

自然法則に従う技術的手段を用いて技術的課題を解決し、自然法則に適合する技術的効果を実現する AI 関連発明は、**特許法による保護対象**と認められます。ただし、法律や社会道徳に反するもの、公共の利益を害するもの、または**自然人による実質的な貢献がないもの**は除かれます。

➢ 発明者の認定

自然人が AI を利用して発明を完成させた場合、**その自然人が発明の実質的な特徴に創造的貢献をしたときは**、当該自然人を発明者と認定します。

➢ 明細書による十分な開示

AI 関連特許の明細書に記載された技術方案が、**当該技術分野の通常の知識を有する者にとって実施可能**な程度に説明されていれば、十分な開示要件を満たします。

（4）技術契約の履行（第 15 条）

AI に関する**技術開発・譲渡・ライセンス・コンサルティング・サービス契約**の紛争を審理する際は、契約の定めに従い、**AI 技術の研究開発上の特性や、技術開発側が合理的な努力を尽くしたかどうか**などを十分に考慮して、違約責任を判断します。研究開発期間が長く、技術的不確実性が高いという AI 開発の特性を踏まえた司法上の対応です。

（5）データ利用のルール（第 16 条）

開発者が、**収集・生成、派生的な創作、譲受け、利用許諾**などの適法な方法でデータを取得し、これに関するデータ上の権益を有する場合、人民法院はこれを保護します。また、**編集著作物**に該当するデータやデータセット、その他の著作物の要件を満たすものは、**著作権法に基づき保護されます**。

4. 手続規則と刑事処罰

AI 関連紛争の技術的な複雑さを踏まえ、**事実認定および証拠審査のルール**の整備が進められています。訴訟参加者が AI 生成資料を提出する場合、AI の利用状況を説明するとともに、その内容の真正性・正確性について責任を負います。

AI を故意に利用して国家安全を脅かし、公民の権益を侵害し、または社会秩序を乱す犯罪行為については、法に基づき厳正に処罰します。一方、研究開発・応用における革新的な行為については、慎重に判断し、罪刑法定主義を厳守します。

5. 運用体制と協働ガバナンス

本意見は、AI ガバナンスを総合的な取り組みと位置づけ、**紛争の予防・解決、調査・検討、判例による指針と裁判監督、関係部門間の連携、国際司法交流・協力**などについて定めています。

最高人民法院、2026 年の人民法院による反不正競争の典型事例を公表

2026 年 9 月 7 日から 11 日にかけて、中国国務院反独占・反不正競争委員会弁公室および国家市場監督管理総局などが「中国公平競争政策広報週間」を開催しました。今年のテーマは「統一された大市場、公平な競争で未来を切り開く」です。典型事例の模範的な役割を発揮させ、品質と価格に見合った健全な市場競争秩序の形成を促すため、最高人民法院は、模倣・混同、営業秘密侵害、営業上の信用毀損、虚偽宣伝、インターネット上の不正競争行為の認定、反不正競争法の一般条項の適用などの重要な法的論点をめぐり、9 件の典型事例を選定・公表しました。従来型の消費分野に加え、AI、新エネルギー、プラットフォーム経済などの新興・重点分野も含まれています。各事例の判断要旨は以下のとおりです。

事例 1：あるマーケティング会社と宝飾会社・商店等との商標権侵害および不正競争紛争

他人の登録商標に類似する営業表示を企業名称の商号として登記し、適切に使用したとしても混同を回避できない場合、その登記・使用行為は不正競争に該当すると人民法院は判断しました。これにより、企業名称の冒用に関する判断基準がさらに明確化されました。

事例 2：あるテクノロジー会社と建設会社・技術会社・電線会社等との営業秘密侵害紛争

他人の営業秘密を利用して工事を受注し得た報酬を侵害による利益と認定し、その金額を基礎として懲罰的損害賠償を算定しました。これにより違法行為を効果的に抑止し、技術革新を保護しました。

事例 3：ある情報会社とテクノロジー会社とのインターネット上の不正競争紛争

人民法院は、反不正競争法の「インターネットに関する特則」（現行法第 13 条）の包括規定を適用し、「トランスコードによる再構成」技術を用いて他社のネットワーク製品の正常な動作を妨害・破壊し、ユーザーの選択を阻害する行為を不正競争と認定しました。

事例 4：あるテクノロジー会社と管理会社・酒類会社・ビール会社等との不正競争紛争

著名な映画・テレビドラマのタイトルは、法により「一定の影響力を有する営業表

示」に該当し、反不正競争法による保護を受け得ると人民法院は判断しました。許諾なくこれに便乗・模倣することは認められず、文化的な創造活動の活力を守る判断です。

事例 5：あるテクノロジー会社等と電子機器会社との不正競争紛争

出前プラットフォームの注文を優先的に獲得するための「物理的な不正補助ツール」を提供し、プラットフォームの運用ルールを回避する行為は、他の配達員、出店事業者、消費者の正当な利益を損ない、プラットフォーム内の公正な競争秩序を乱すとして、人民法院はインターネットに関する特則の包括規定に基づき侵害に該当すると判断しました。

事例 6：あるテクノロジー会社とソフトウェア会社等との商標権侵害および不正競争紛争

人民法院は反不正競争法の一般条項を適用し、AI を利用して他社ソフトウェア製品のレビュー記事を大量に生成・公開し、自社製品へ誘導する行為を不正競争と認定しました。新技術を不適切に利用して競争秩序を損なう新たな類型の不正競争行為を規制するものです。

事例 7：あるテクノロジー会社・ネットワーク会社とメディア会社等との不正競争紛争

ライブコマース事業者が技術的手段で改変した同業者のライブ販売動画を公開し、商品との架空の宣伝関係を作り出して消費者を誤認させる行為は、虚偽宣伝に該当すると人民法院は判断しました。ライブコマース業界における公正な競争を促すものです。

事例 8・9：ある会社・電池会社と孫某・新エネルギー会社との営業上の信用毀損紛争／ある会社と百貨店会社等との営業上の信用毀損紛争

事例 8 および 9 では、自社製品の販売促進を目的に、ブレードバッテリーの評価動画を悪意をもって編集・合成し、競合製品の性能を貶める行為や、客観的事実に反する比較広告によって競合他社の営業上の信用および商品評価を損なう行為について、人民法院は否定的な判断を示しました。関連業界の健全な発展を支える司法判断です。

出典：最高人民法院

お問い合わせ

天達共和法律事務所
http://jp.east-concord.com/
E-mail : ip@east-concord.com

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階
Tel: (86-21) 5191 7900
Fax: (86-21) 5191 7909
郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大厦 24 階
Tel: (86-755) 2633 8900
Fax: (86-755) 2633 8939
郵便番号: 518026

杭州支所

住所: 浙江省杭州市銭江新城劇院路
358-369 号宏程国際大厦 29 階
Tel: (86-571) 8501 7000
Fax: (86-571) 8501 7085
郵便番号: 310020

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347
号国金センターオフィスビルー期 36 階
Tel: (86-25)8317 8000
Fax: (86-25)8317 8111
郵便番号:210019

北京東城区支所(デジタル化)

住所:北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階
Tel: (86-10) 6590 6639
Fax: (86-10) 6510 7030
郵便番号: 100007

香港支所

住所:香港湾仔港湾道 26 号華潤大厦 28 楼
2803、2803A 室
Tel:+852 2816 6888
Fax: +852 3797 3835

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大厦 1 座 22 階
Tel: (86-10) 6590 6639
Fax: (86-10) 6510 7030
郵便番号: 100004

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街
19 号金禾センター28-29 階
Tel: (86-27) 8860 3060
郵便番号: 430074

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大厦 A 座 15 階
Tel: (86-28) 6010 8998
郵便番号: 610094

西安支所

住所: 西安市高新区錦業路 1 号都市
之門 B 座 709 室
Tel: (86-29)6886 1913
Fax: (86-29) 6866 1913
郵便番号: 710065

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路
5 号凱華国際中心 39 階
Tel: (86-20) 3885 7515
郵便番号: 510623

バンクーバー支所

住所: カナダ ブリティッシュコロンビア州 バンクーバー 西ジョージア通り 701 号 555 室
Tel: +1 236 607 0146
Fax: +86 20 2282 9269

東京支所

住所:東京都千代田区有楽町 1-13-2 第一生命日比谷ファースト 12 階 〒100-0006
Tel: +81 3 6892 5570